

## 【 障がい福祉サービス事業所における事案について 】

令和5年2月7日（火） 保健福祉委員会

### 一 障がい福祉サービス事業所における事案について

江差町内のグループホームにおける事案について、道による監査が実施されており、先月末からは全道のグループホームの実態把握の調査が実施されており、また、虐待事案に関する道内の障がい者支援施設の実態調査についても開始されたと承知しています。

現在の状況や考え方などについて、以下、何点か伺います。

#### （一） 監査について

まずはじめに、江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会のグループホームで発生した避妊処置に関する道の監査についてであります。

昨年12月26日から障がい者総合支援法に基づく監査を実施していますが、事実確認等の現在の進捗状況と今後の見通しはどのようになっているのか伺います。

（答弁：障がい者保健福祉課長 秋田裕幸）

- ・ 監査において、避妊処置を受けたとされる8組16名の当事者、調査への協力が得られた6名の保護者、これらの方々に関係があったとされるグループホームの職員など

から、結婚や同居する際の説明内容や対応などについて事実確認を進め当事者や保護者の方々は、1月中にヒアリングを終了した。

- ・関係職員についてもヒアリングを通じ、追加で把握した職員などへ事実確認を行っているほか、当時の相談記録や個別支援計画等を基に慎重な精査を進め、こうした状況について、適宜、国と情報共有し助言を受けながら厳正に対応してまいる。

## (二) 実態調査について

次に、全道の施設での虐待事案や先程の江差町のグループホームの事案を踏まえた実態調査についてであります。

前回の保健福祉委員会では、私から、調査を実施するにあたり関係する団体をはじめ、中立的立場の方々からの意見を伺った上で行うことが必要と質問したところですが、調査を開始するにあたり、関係者などと、どのように議論を行い、また、どのような意見があったのか伺います。

(答弁：障がい者保健福祉課長 秋田裕幸)

- ・調査に当たって、様々なお立場の方々からご意見を伺うた

め、『北海道障がい者施策推進審議会の委員』、『北海道知的障がい福祉協会』や『手をつなぐ育成会』など関係団体の皆様から、調査の項目や実施スケジュール等について、個別にご意見を伺った。

- ・主な意見として、虐待防止に関する調査については、調査対象を直接、入所者の方々と接するサービス管理責任者や看護職員などに拡げるべき、グループホームへの調査については、入居者の育児の希望や考え方についても質問するべきといったご意見があった。
- ・当事者の方々への調査に当たっては、読みやすく、わかりやすい表現とすること、筆記の際の手助けなど、合理的配慮の提供が必要な方々への支援を丁寧に行うために、回答期間を 2 カ月程度設けることが必要といった意見があった。

### (三) 課題等に対する検討について

障がい者支援施設等における虐待防止対策や子どもを育てる支援策等については、実態調査の結果も踏まえ、様々な方々から意見を伺い、国とも情報共有し、

議論を深める必要があると考えますが、道はどのように考えているのか伺います。

(答弁：障がい者支援担当局長 石橋隆一)

- ・虐待の防止や子育て等の必要な支援について、実態をしっかりと把握したうえで、検討する必要があると考えており、これまで、障がいのある方ご本人、学識経験者、障がい者施設推進審議会等の皆様に実態把握の方法などについて、個別にご意見を伺っていた。
- ・虐待については、その兆候を早期に察知することが重要。実態調査を通じて、その発生要因や背景、介護人材の確保・質の向上等に対する課題を把握し、実効性ある対策を進め
- ・障がいのある方の子育て支援については、監査や実態調査の結果を国と情報共有し、障がい者施策推進審議会において議論を進めることとしている。

#### (四) 今後の対応について

虐待等の背景には、施設における人手不足によって業務多忙となり身体的、精神的疲労が蓄積していること、また、避妊処置に関する事案については、障がい

を持つ方も子どもを育てられる支援体制の整備などが課題として指摘されていますが、障がい者支援施設等における人権に配慮したサービスの提供は障がいのある方々が安心して施設を利用できるためには、大変重要で当然の権利としていかなければなりません。

改めて、道は今後どのように取り組んで行く考えなのか伺います。

(答弁：保健福祉部長 京谷栄一)

- ・障がい者総合支援法の基本理念として、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されることや、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることなどが掲げられており、こうした法の趣旨に基づき、道の障がい福祉計画に権利擁護の推進や相談支援など、地域生活支援体制の充実を位置づけ、各般の施策に取り組んでいる。
- ・現在進めている実態調査により、施設や障がいのあるご本人の思いや考え方などをしっかりと把握し、あってはならない虐待を防止するための実効性のある対策の推進や、結婚、出産、子育てを含めた意思決定を丁寧に支え、障がいのある方々やご家族の皆様が暮らしやすく安心して地域

生活を送ることができるよう、障がい者施策推進審議会  
のご議論をいただきながら、必要な対応を検討し、利用者  
本位の良質なサービスが提供されるよう取り組んでまい  
る。